

In depth

A look at current financial reporting issues

15 July 2016
No. 2016-04

英国のEU離脱(Brexit)決定による会計上の影響 <Volume 1>

目次

一般的な開示.....	1
リスクの開示.....	2
減損と評価.....	3
外国為替レート.....	8
ヘッジ会計.....	8
IFRS第9号 —金融資産の減損.....	9
リストラクチャリングと人事..	10

要点

英国は国民投票により欧州連合(EU)からの離脱を採択し、これにより英国企業および英国とビジネスを行う多くの他国籍企業の財務業績および財政状態に影響が及ぶ可能性があります。離脱の交渉は長引くと見られるため、本 In depth のガイダンスでは EU 離脱(Brexit)決定の即時的な影響のみに焦点を絞っています。また、本 In depth は Brexit が財務報告に与える影響に関するシリーズ化予定のガイダンスの第1回目(Volume 1)であり、特に、2016年6月30日に年度末を迎える企業および期中報告書を作成する企業に関連性の高いものとなります。

6月30日現在の財務報告に対する会計上の最大の影響は、判断とリスクの説明に関する開示の更新です。市場のインプットを用いて実施する評価、測定および減損の計算においては、報告期間末日の市場データを用いてアップデートしなければなりません。中期的には、検討すべき測定上の問題がさらにあるでしょう。企業は、EU 離脱決定を受けて、事業の再編またはリストラクチャリングを検討するかもしれません。かねてから予定されていた再編またはリストラクチャリングが、2016年6月30日現在の財務諸表上に即時的な影響を及ぼす可能性は低いと思われませんが、長期的には、こうした計画が資産の減損または処分、引当金の認識、セグメントの変更および更なる開示につながる可能性があります。

PwC では、今後も Brexit の全体的な影響の進展に合わせて、国際財務報告基準(IFRS)による財務報告に関するガイダンスのアップデートを継続する予定です。

一般的な開示

追加的な開示は必要か？

関連ガイダンス

- 国際会計基準(IAS)第34号「期中財務報告」およびIAS第1号「財務諸表の表示」
- 開示要求事項

会計上の影響

- 重要な判断、感応度およびリスクエクスポージャーが、Brexitの潜在的な経済的帰結によって大きな影響を受ける可能性がある。
- 見積りの不確実性に関する開示範囲の拡大が必要となる可能性がある。例えば、より多くの項目について翌事業年度中に帳簿価額が大きく変動する可能性がある重要なリスクが存在する場合などである。

-
- Brexitの潜在的影響に関する説明を、リスクと不確実性に関する開示に含めなければならない。全体的な影響がまだ明らかになっていないため、この分析は比較的ハイレベルなものとなる可能性がある。
 - 経営者は、企業が継続企業として存続する能力があるのかどうかを検討しなければならない。国民投票による潜在的影響をキャッシュ・フローの予測に反映するよう更新しなければならない可能性がある。継続企業的前提に係る不確実性は開示しなければならない。
 - 貸借対照表日後に発生した事象(資産価値の大きな変化や為替レートの著しい変動など)について、修正を要しない事象としての開示を検討しなければならない。

期中報告

- 企業は、前期の年次報告書からの変更を説明するため、期中報告書において追加的な開示が必要な範囲を検討する必要がある。
- 企業は、「企業の金融資産及び金融負債の公正価値に影響を与える事業又は経済状況の変化(それらの資産または負債の認識を公正価値で行っている場合も償却原価で行っている場合も)」の開示を求められている。

実務的な影響

- Brexitの影響を受けたか影響を受ける可能性のある解約条項などの個別の契約条件をレビューする。
- 資産および負債の価値の変動による違反を識別するため、契約条項の内容を検討する。

リスクの開示(年次財務諸表のみ)

追加的なリスク開示は必要か?

関連ガイダンス

- IFRS第7号「金融商品:開示」
- リスクがどのように生じたのか、経営者のリスク管理の目的、方針および手続ならびにリスクを測定するために用いている方法を含む、リスクに対するエクスポージャーを開示する。
- 市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクについての特定の定量的開示。これには市場リスク(為替リスク、金利リスク、その他の価格リスク)に関する感応度分析が含まれる。

会計上の影響

信用リスク

- 企業の金融資産に係る信用リスクが変化している可能性がある。信用リスクの変化および変化に対応するための経営者の活動を開示しなければならない。
- 特定の業界に属する企業(例えば旅行業界)も、著しい財政上の困難が生じる可能性がある。これらの企業に対する貸付金および債権の信用度、期日経過残高、減損引当金が増加する可能性がある。
- 担保として差し入れられた不動産および非金融資産の公正価値も影響を受ける可能性がある。

流動性リスク

- 企業は、Brexitが流動性リスクに変化をもたらすかどうかを評価する必要がある。流動性リスクの変化および変化に対応するための経営者の活動を開示しなければならない。
- 企業は、十分な資金調達や既存の金融負債に基づく債務の履行が困難となる可能性がある。借入契約の条件(財務制限条項)に抵触するリスクが増大する可能性がある。
- 流動性リスクに対応するために保有する資産の流動性または価値が減少する可能性がある。

為替リスク

- 英国ポンド(GBP)が下落し、その後の為替レートの変動性が増大している。将来の動向によって、GBPの為替レートの変動性がさらに高まる状態が続く可能性がある。
- GBP以外の通貨を機能通貨とする企業が、GBP建の金融商品に対する投資を保有している場合、増大する為替レートの変動性への対応方法について追加的な開示を検討しなければならない。
- 企業は、感応度分析に用いるGBPの為替レートの合理的に起こりうる変動の範囲について、更新すべきかどうかを検討しなければならない。

その他の価格リスク

- 国民投票を受けて株式市場の変動性が増大している。上場株式に対する投資を保有する企業は、この変動性の増大が、その他の価格リスクに対するエクスポージャーに変動をもたらしたかどうか、および感応度分析を更新する必要があるかどうかを評価する必要がある。

実務的な影響

- 経済環境の変化を考慮しながらリスク管理を分析し、調整が必要となる程度を評価する。
- IFRS第7号の開示要求事項を満たすために関連性のある情報を収集する。特に、GBP建の投資を有する場合、およびBrexitにより経済的影響を受ける業界/地域に対する投資を有する場合が該当する。
- 経済動向が企業の資金調達能力に影響を与えるかどうかを評価する。
- 外国為替レートやその他の関連する価格の変動のうち、どれが「合理的に起こりうる」とみなされるかを評価する。

減損と評価

減損－非金融資産

減損の指標は存在するか？ 減損モデルは変更されるか？

関連ガイダンス

- IAS第36号「資産の減損」およびIFRS第13号「公正価値測定」
- 企業に悪影響をもたらす期中の環境の変化などにより、減損の兆候が存在する場合には、減損の検討を実施しなければならない。
- 資産または資金生成単位(CGU)の価値には、企業が減損テストの時点において当該資産またはCGUから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りを反映しなければならない。
- 減損損失が認識されている場合、および回収可能価額が帳簿価額をわずかに上回っていない場合は詳細な開示が求められる。

会計上の影響

- 企業は、Brexitの帰結がキャッシュ・フローに悪影響を及ぼし、減損テストのトリガーとなるかどうかを検討しなければならない。2016年6月以前に実施されたのれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の年次テストは、年度末財務報告においてアップデートが必要となる可能性がある。
- 株価の変動により、時価総額が純資産価値を下回り、減損テストのトリガーとなる可能性がある。
- 減損テストの際に、増大したリスクおよび不確実性を考慮しなければならない。回収可能価額を算定する際に用いる予算および予測は、報告期間末日の経済状況を反映するよう改訂することが必要となる。

-
- 増大したリスクおよび不確実性を考慮すると、回収可能価額を見積る際の期待キャッシュ・フロー・アプローチ(発生確率で加重した複数のシナリオ)は、伝統的アプローチ(単一の予測結果)よりも適切となる可能性がある。最善および最悪のシナリオを考慮すると、可能性のある結果には幅があるかもしれない。英国との輸出入を行う企業の場合、締結する可能性のある様々な取引契約を反映するために、多様なシナリオが必要となる可能性がある。
 - キャッシュ・フローに含まれていない追加的なリスクを反映するため、割引率も更新が必要となる可能性がある。割引率に用いる英国のカントリー・リスクの見直しも必要となるかもしれない。
 - 将来キャッシュ・フローは、キャッシュ・フローが発生する通貨建てで、当該通貨の割引率を用いて見積もり、使用価値の計算日の直物レート(すなわち報告期間末日の直物レート)を用いて現在価値に割り引く。
-

実務的な影響

-
- Brexitおよび今後行われる可能性のある決定事項が、金利、カントリー・リスクの特性ならびにさまざまなシナリオの結果として生じるキャッシュ・フローに及ぼす影響を注意深くモニターする。
 - 輸出入の状況およびコストベースが変わる可能性がある。変わった場合には、キャッシュ・フロー・モデルの更新が必要となる。
 - 将来キャッシュ・フローの調整を行う場合には、業界予測を(予測情報を入手次第)考慮する。
 - 異なる結果を予測するため、またすべてのリスクが適切に盛り込まれるようにするため、より洗練されたキャッシュ・フロー・モデルの使用を検討する。
-

繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は回収可能か？

関連ガイダンス

-
- IAS第12号「法人所得税」
 - 繰延税金資産は、将来において一時差異および税務上の欠損金を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内でのみ、認識することができる。
-

会計上の影響

-
- 増大したリスクおよび不確実性を反映するため、繰延税金資産の回収可能性の評価に用いる将来の課税所得の予算や予測を再検討する必要がある可能性がある。
 - もはや回収可能であるといえない繰延税金資産は取り崩す必要がある。
-

実務的な影響

-
- 繰延税金資産が回収可能かどうかを検討するため、予算および予測に係る不確実性の増大の影響を評価する。
-

評価—非金融資産

非金融資産の価値は影響を受けるか？

関連ガイダンス

- IAS第2号「棚卸資産」、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第40号「投資不動産」、IFRS第10号「連結財務諸表」、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」、IFRS第13号「公正価値測定」

棚卸資産

- 棚卸資産は原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額で測定される。

投資不動産および有形固定資産

- 公正価値モデルに基づいて測定される投資不動産および再評価モデルに基づいて測定される有形固定資産は、報告期間末日に再評価される。

公正価値で測定される子会社、関連会社および共同支配企業

- 子会社に対する資本持分は、投資企業に関するIFRS第10号の例外規定に基づき、公正価値で測定されている場合がある。関連会社および共同支配企業に対する投資は、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンドまたは類似の企業によって保有されている場合には、IAS第28号の免除規定に基づいて公正価値で計上されている場合がある。

会計上の影響

棚卸資産

- 正味実現可能価額まで棚卸資産の評価減を行うことが必要となる可能性がある。
- 棚卸資産に分類される開発中の不動産を保有する企業は、住宅価格下落の影響を受ける可能性がある。

投資不動産および有形固定資産

- 英国の国民投票を受けて、有形固定資産の公正価値の変動性がさらに増大する可能性がある。帳簿価額が公正価値と比べて著しく相違する可能性が高い場合には、報告期間末日に再評価を実施しなければならない。
- 投資不動産を報告期間末日の公正価値で測定しなければならない。企業は同日現在で入手可能な市場データを最大限使用しなければならない。
- 市場の流動性が低下すれば、さらに多くの資産がレベル3の測定に分類される可能性がある。
- レベル3の公正価値の測定に用いるインプットおよびモデルを更新する必要があるかもしれない。
- IFRS第13号で求められる「合理的に考え得る代替的な仮定」の開示が必要となる可能性があり、かつ、IFRS第13号の開示要求、特にレベル3の測定について、更新が必要となるかもしれない。

公正価値で測定される子会社、関連会社および共同支配企業

- 投資企業、ならびに公正価値で測定される関連会社および共同支配企業の公正価値が資本市場の変動性の影響を受ける可能性がある。
- 上場企業の評価の出発点は、保有株式の報告期間末日の市場価格とすべきである。
- 支配プレミアムの調整として、公正価値測定に用いた価格へのわずかな調整が適切となる場合がある。調整は、裏付け可能で、開示されなければならない、また規制当局の注意を引く可能性がある。また、予測的な価格上昇についての調整を行ってはならない。
- 企業は、投資企業またはIFRS第9号またはIAS第39号に基づき公正価値で計上される関連会社および共同支配企業に対する投資の公正価値に影響を与える事業または経済状況の変化を開示することが求められる。

実務的な影響

- 棚卸資産、投資不動産および有形固定資産に分類された不動産について、報告期間末日の独立した評価が必要となる可能性がある。
 - 変更が必要となるかどうかを判断するために不動産価格および指数を評価する。
-

減損—金融資産

金融資産について減損テストを実施すべきか？

関連ガイダンス

- IAS第39号「金融商品：認識及び測定」
 - 企業は、報告期間の末日ごとに、金融資産が減損している客観的証拠があるかどうかを検討しなければならない。
 - 取得原価を下回る、資本性金融商品の公正価値の著しいまたは長期にわたる下落は減損の証拠である。
 - 担保付の金融資産に係る減損損失額を計算する際には、抵当権実行により生じ得る正味キャッシュ・フローを考慮する。
-

会計上の影響

減損を示す事象には次のものが含まれる。

- 発行体または債務者の著しい財政的困難。
- 借手が破産または他の財務的再編を行う可能性が高い。
- 金融資産のグループの見積将来キャッシュ・フローについて、測定可能な減少があったことを示す観察可能なデータ。例えば、グループの中の資産の貸倒れと相関関係のある全国的または地域的な経済状況（例えば、借手のいる地域の失業率の増大、不動産融資については関係する地域の不動産価格の下落、石油会社への貸付資産については石油価格の下落、またはグループ内の借手に影響する業界の状況の不利な変化）。

減損損失の客観的な証拠がある場合には、損失の金額を次のように計算する。

- 償却原価で測定する金融資産：帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値との間の差額。
- 取得原価で測定する金融資産：帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを類似の金融資産の現在市場利回りで割り引いた現在価値との間の差額。
- 売却可能金融資産：取得原価（元本の返済および償却を控除した純額）と、現在の公正価値との間の差額から、過去に純損益に認識された減損損失を控除した金額。

負債性金融商品

- Brexitの影響を受ける可能性のある業界に属する企業に対する貸付金および債権については、以下を検討する必要がある。
 - 顧客の財政的困難が損失事象の要件を満たし、減損損失のトリガーとなるかどうか。
 - Brexitによる経済環境の全体的な変化および不確実性の増大が、貸付金グループからの見積将来キャッシュ・フローの測定可能な減少を生じさせる程度。
 - 担保として差し入れられた非金融資産（例えば、不動産）の公正価値の下落の程度。
-

資本性金融商品

- 株式市場の変動性が増大している。上場企業の資本性金融商品に対する重要な投資を保有する企業は、株価の下落が「公正価値の著しい下落」の要件を満たすかどうかを検討する必要がある。公正価値の著しい下落がある場合、長期にわたるものではなくても減損のトリガーとなることに注意しなければならない。
- IAS第39号には「公正価値の著しい下落」の意味に関する明示的なガイダンスはないため、企業は会計方針の策定が必要となる。策定した会計方針は首尾一貫して適用しなければならない。現在の市場動向は、既存の会計方針の変更を正当化するものではない。

実務的な影響

- Brexitの影響を受ける顧客に対する貸付金および債権を減損する必要があるかどうかの評価に関連するデータを収集する。
- 担保付貸付金の評価の見直しが必要となる可能性がある。

評価—金融商品

金融商品の評価を変更するか？

関連ガイダンス

- IFRS第13号「公正価値測定」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」
- ほとんどの金融商品は当初認識時に公正価値で測定される。
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品および売却可能に分類される金融資産は、その後の期間においても公正価値で測定される。
- 金融商品の公正価値は、市場価格に基づいて決定される場合（マーケット・アプローチ）や、その他の評価技法に基づいて決定される場合（例えば、現在価値技法またはオプション価格モデル）がある。

会計上の影響

- Brexit以降、さまざまな市場における価格変動性が増大している。これにより公正価値測定に直接的な影響（公正価値が市場価格に基づく場合、例えば活発な市場で取引される株式または負債性証券の場合）または間接的な影響（評価技法が変動性の高い市場からのインプットを基礎として用いている場合）が生じている。
- 取引の相手方がBrexitの影響を受ける可能性がある業界／地域に携わっている場合、相手方の信用リスクおよび公正価値測定に含まれる信用スプレッドが増大する可能性がある。
- 公正価値測定の変化は、IFRS第13号の開示要求にも影響を与える。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について要求される感応度分析も、影響を受ける可能性がある。
- 企業は、公正価値測定で用いられた評価技法およびインプットに関していくつかの開示を行わなければならない。その大部分は、年次財務諸表および期中財務諸表で要求される。

実務的な影響

- 公正価値測定で用いたインプットの更新が必要かどうかを検討する。

外国為替レート

どの外国為替レートを使用すべきか？

関連ガイダンス

- IAS第21号「外国為替レート変動の影響」
- 外貨建貨幣性項目の貸借対照表日現在の残高は決算日レート、すなわち報告期間末日のレートで換算しなければならない。
- 外貨建取引は取引日現在の直物レートを用いて計上しなければならない。

会計上の影響

- 実務上の理由から、取引日の実際レートに近似する平均レートを使用することが可能である。しかし、為替レートが著しく変動している場合には、平均レートの使用は適切ではない。
- 平均レートを計算する際の期間の長さ(月次、四半期など)は、選択した期間における日々の為替レートの変動の程度に依存する。レートの安定性が高いほど、平均レートを計算する期間を長くすることができる。
- BrexitはGBPの下落を招いた。将来の動向によって、GBPの為替レートはさらにその変動性が高まるものと見込まれている。もはや平均レートの使用は適切ではない可能性もある。企業は、平均レートを計算する期間についても検討しなければならない。

実務的な影響

- 新しい為替レートを把握するためにシステムおよびプロセスの更新が必要となる場合がある。

ヘッジ会計

ヘッジ会計は影響を受けるか？

関連ガイダンス

- IAS第39号「金融商品：認識及び測定」
- キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて予定取引が適格なヘッジ対象となるためには、その発生の可能性が非常に高くなくてはならない。
- ヘッジ会計は、ヘッジが非常に有効である場合にのみ適用できる。

会計上の影響

- 予定取引が実現するかどうか、あるいはその時期が変化する可能性がある。例えば、現在の不確実性により、将来の収益の時期および(または)金額あるいは計画された債券発行の時期の変更が生じる可能性がある。
- 予定取引をヘッジ対象に指定している企業は、当該取引の発生可能性が引き続き非常に高いかどうかを評価する必要がある。
- 予定取引の時期の変更により非有効部分が生じる可能性がある。
- 予定取引の発生がもはや見込まれない場合、過去にその他の包括利益に認識した利得または損失の累計額を資本から純損益に振り替える。
- ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件に相違が存在する場合、Brexit後の変動性が追加的な非有効部分を生じさせる可能性がある。例えば、時期(例えば、変動金利借入金とヘッジに用いるスワップ

の金利改定日)または基礎となるヘッジされたリスクに相違が存在する場合が含まれる。この追加的な非有効部分により、ヘッジが非常に有効ではなくなってしまう場合、ヘッジ会計を中止しなくてはならない。また、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ金融商品の信用リスクの変化によっても、追加的な非有効部分が生じる可能性がある。

実務的な影響

- 最近の経済動向により、予定取引を実現する経営者の意図および(または)能力がどの程度変化するかを評価する。
 - Brexitにより発生する追加的な非有効部分の影響を評価する。
 - 全体的なリスク評価を実施し、追加的なリスクを最小化するために新しいヘッジ契約を検討する。
-

IFRS 第9号—金融資産の減損

Brexit は IFRS 第9号に影響を与えるか？

関連ガイダンス

- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」、IFRS第9号「金融商品」
 - 企業は金融資産に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識する。
 - 金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失を用いる。
-

会計上の影響

- Brexitにより、特定の業界／地域に属する企業に著しい財政上の困難が生じる可能性がある。
 - IFRS第9号を早期適用した企業または適用を検討している企業は、予想信用損失に基づいて減損を測定しなければならなくなる。これはIAS第39号とは異なるモデルである。
 - IFRS第9号は、信用リスクが著しく増大しているかどうかを評価する場合および予想信用損失を測定する場合の両方について、将来予測的な情報(マクロ経済情報を含む)の考慮を要求している。
 - IFRS第9号の減損の要求事項の範囲に含まれる、すべての金融資産(例えば、貸付金および債権、純損益を通じて公正価値で測定する以外の負債性金融商品、またはリース債権)について、企業は以下について考慮しなければならない。
 - 信用リスク(債務不履行リスク)が著しく増大しているかどうか。
 - 担保として差し入れられた非金融資産の公正価値の減少により、債務不履行の結果として生じる損失が増大しているかどうか。
 - IAS第8号は、新しい会計基準の影響を開示するよう要求している。Brexitを踏まえ、IFRS第9号の影響を再検討することが必要となる可能性がある。
-

実務的な影響

- 信用リスクの著しい増大が存在するかどうか、および12か月または全期間の予想信用損失がどの程度変化したかを評価するために関連するデータ(将来予測的なマクロ経済情報を含む)を収集する。
 - 担保付貸付金の評価の見直しが必要となる可能性がある。
-

リストラクチャリングと人事

追加的な引当金は必要か？ 年金および株式に基づく報酬は影響を受けるか？

関連ガイダンス

- IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IAS第19号「従業員給付」、IFRS第2号「株式に基づく報酬」
- 企業は予想される引当の結果を再評価しなければならない。引当金は将来キャッシュ・フローの最善の見積りおよびその他の関連する仮定を基礎としなければならない。
- 確定給付年金制度の制度資産は公正価値で測定される。
- IFRS第2号は、株式市場に基づかない権利確定条件に関する予想の変更を各報告期間末日現在で反映することを要求している。

会計上の影響

- 関連する基準は、予想および市況に基づき、貸借対照表日ごとに引当金の見積りを更新することを要求している。
- リストラクチャリング引当金は、現在の債務が存在する場合に認識する。企業が詳細な公式の計画を有し、その計画についての妥当な期待を惹起している場合（これは通常、リストラクチャリングの実施についての意図の発表を伴う）にのみ存在する。英国国民投票の結果を受けて検討されているリストラクチャリングが、この認識の要件を満たすことは考えにくい。
- 以下を行うため、従業員給付および現金決済型の株式に基づく報酬を含む既存の引当金をレビューしなければならない。
 - 市場動向に合わせた割引率の更新。
 - 英国国民投票の結果による仮定の結果としての仮定の変更による予想キャッシュ・フローの更新（為替レートの変動の影響および起こりうるインフレ予想の変化を含む）。
- 報告期間末日の市場価格を反映するため、確定給付年金の制度資産の公正価値を更新しなければならない。
- 株式に基づく報酬の業績条件の結果に関する予想を更新しなければならない。
- 特に外国為替および金利について、感応度分析において考慮される、合理的に考え得る変動の幅が増大している可能性がある。

実務的な影響

- 引当金を認識すべきかどうかおよび認識すべき時期を識別するため、引当金に関する変更の影響の評価およびリストラクチャリング計画のモニタリングを継続する。
- 株式に基づく報酬契約をレビューし、株式市場に基づかない権利確定条件の変更を評価する。
- 制度資産の評価の改訂が要求される可能性がある。
- 適切な感応度分析を作成する。